

「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：厚生労働省

勧告日：平成28年9月16日

回答日：平成29年3月28日

1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

勧告事項（調査結果）

① 地域包括支援センター等の関係機関との連携による未届施設の実態把握の徹底

未届施設の実態把握に当たり、地域包括支援センター等の関係機関と連携した能動的な取組を未実施

② 介護保険担当部局との連携などによる未届施設の届出促進の徹底

- ・ 2年以上（最長で4年2か月）にわたり、都道府県等が届出指導を未実施の未届施設あり
- ・ 一方、介護サービス事業所を併設している未届施設に対し、介護保険担当部局と連携して指導を行い、届出が行われた例あり

③ 有料老人ホームの判断基準の整理・情報提供

有料老人ホームの要件である入居サービスと介護等サービスの一体的な提供（経営の一体性）に関する具体的な判断基準が不明確

④ ケアマネジャー等の情報を活用するなど、該当性の判断が行えるような取組方策の検討

疑いがあるだけでは立入検査ができず、有料老人ホームの該当性を判断できない。
→ 介護保険利用者にはケアマネジャー等が定期的に訪問する機会あり。これらの情報を該当性の判断に活用する余地あり

改善措置状況

- 全国会議(注)において、都道府県等に対し、
 - i) 地域包括支援センター等の関係機関との連携による未届施設の実態把握の徹底、
 - ii) 介護保険担当部局との連携などによる未届施設の届出促進の徹底
 等を要請

(注) 全国厚生労働関係部局長会議（平成29年1月開催）及び全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（同年3月開催）

- 「未届け有料老人ホームの実態に関する調査研究事業」（平成28年度老人保健健康増進等事業(厚生労働省補助金)）において、
 - i) 都道府県等における判断が困難な事例等の把握
 - ii) 有料老人ホームの判断に当たっての考え方の整理
 - iii) 有料老人ホームの該当性の判断が行えるような取組方策の検討
 を含めた調査研究を実施中
→ 同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定（平成29年度前半を予定）

2 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

勧告事項（調査結果）

① 自主点検や集団指導等の活用、事故報告の徹底等による効率的・効果的な指導監督の実施

指導監督体制がせい弱などの理由から、定期的な立入検査が未実施の年度があるなど計画的に実施できていない。中には、3年間未実施の例あり

② 指導監督を補完する、第三者性に留意した評価の仕組みの検討

届出施設の中には、自らが提供するサービスについて、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が実施している第三者評価を受審している例あり

3 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

勧告事項（調査結果）

① 重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開

② 公開方法の見直し（紙→インターネットを基本）

- ・ 重要事項説明書を未公開。公開していても紙媒体のみ
- ・ 情報開示一覧表を未作成又は未公開

改善措置状況

- 全国会議(注)において、都道府県等に対し、事故報告の徹底等による効率的・効果的な指導監督の実施を要請
- 「高齢者向け住まいにおける事故予防及び虐待予防の対応方策に関する調査研究事業」及び「有料老人ホームにおける情報開示の取組促進に向けた方策に関する調査研究事業」(平成28年度老人保健健康増進等事業(厚生労働省補助金))において、
 - i) 関係行政機関等の協力を得て収集した事故情報等の分析
 - ii) 指導監督を補完する、第三者性に留意した評価の仕組みの検討を含めた調査研究を実施中
→ 同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定(平成29年度前半を予定)
- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」(第193回国会に提出中)において、
 - i) 有料老人ホームの指導監督の仕組みの強化(設置者からの有料老人ホーム情報の報告義務化、事業停止命令の創設等)
 - ii) 有料老人ホームの選択に資する情報公表の促進(都道府県等による有料老人ホーム情報の公表義務化等)を含む有料老人ホームに関する制度の見直しを予定

有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (1回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 27 年 4 月～28 年 9 月
- 2 対象機関 調査対象機関：厚生労働省、国土交通省、消費者庁
関連調査等対象機関：都道府県(17)、市町村(13)、有料老人ホーム(160)、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成 28 年 9 月 16 日 厚生労働省

【回答年月日】 平成 29 年 3 月 28 日 厚生労働省

【調査の背景事情】

- 有料老人ホームは、平成 12 年の介護保険制度の導入以降、民間企業の参入が活発化したことに伴い、27 年の施設数は 10,627 施設（平成 12 年の 30.4 倍）、定員は 42 万 2,612 人（12 年の 11.5 倍）と年々増加しており、高齢者向け住まいの一つとして重要な役割を担う
- 有料老人ホームについては、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づき、都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）への設置時の届出が義務付けられており、都道府県等が立入検査等の指導監督を実施。また、都道府県等は、厚生労働省が示している「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知）を参考に指導指針を策定し、これに基づき有料老人ホームに対する指導を実施
- しかし、未届のまま施設を設置・運営しているものがあり、その数は厚生労働省が把握しているものだけでも全国で 1,650 施設（平成 28 年 1 月 31 日時点）に上っており、実際には、それ以上存在しているとの指摘もあり
- また、サービスの提供や入居一時金等の返還等に関する苦情・相談が都道府県等に寄せられているほか、入居者の安全対策の不備が原因とみられる火災や食中毒、入居者に対する恒常的な身体拘束等の入居者の安心・安全を脅かす事案も発生。特に、未届の有料老人ホームについては、行政による指導監督が及びにくく、入居者に対する不適切な処遇や虐待等が行われた場合の発見が遅れる可能性も懸念
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施を図る観点から、未届施設を含む有料老人ホームの運営の実態を明らかにするとともに、有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、施設入居者の保護を図る観点から、未届施設の把握及び届出を効果的に促進するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県等に対し、未届施設の実態把握の一層の徹底について要請すること。その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 市区町村と連携し、引き続き包括センターを活用すること ii) 住宅担当部局と連携し、旧高専賃等の情報を活用すること iii) 生活保護担当部局、消防担当部局等の未届施設に係る情報を把握している可能性のある関係機関とも積極的に情報交換すること iv) 未届の疑いのある施設についても引き続き幅広く把握することについて併せて要請すること。 <p>② 都道府県等における未届施設の把握方法を具体的に把握し、効果的な方法について分析し、都道府県等に情報提供すること。</p> <p>③ 都道府県等における有料老人ホームに該当するか否かの判断が困難な事例等を把握し、判断に当たったの考え方を整理し、都道府県等に情報提供すること。</p>	<p>→ 平成 29 年 1 月 19 日に開催した都道府県、指定都市及び中核市を対象とする全国厚生労働関係部局長会議並びに同年 3 月 10 日に開催した都道府県等の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、地域包括支援センター等の関係機関との連携による未届施設の実態把握の徹底を含め、勧告内容を踏まえた対応を徹底するよう要請した。</p> <p>また、厚生労働省で都道府県等向けに毎年実施している未届の有料老人ホームの把握調査を含む「平成 28 年度有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第 8 回）」を実施し、平成 29 年 3 月 21 日に都道府県等に対して調査の取りまとめ結果を通知すると併せて、未届の有料老人ホームに関する実態把握や届出促進に向けた取組を徹底するよう要請した。</p> <p>なお、平成 27 年度調査からは、未届の有料老人ホームの把握に当たっては、従来の調査ルートを広げ、有料老人ホームの届出先の都道府県等だけでなく、市区町村の地域包括支援センターや生活保護担当部局を調査対象とするとともに、未届の有料老人ホームに関する情報を幅広く報告してもらうため、実態調査中の施設に加え、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設も報告対象としている。今後も、日頃から関係部局（生活保護、消防、住宅担当部局等）や市区町村（地域包括支援センター含む。）と連携を図るとともに、同様の方法で未届の有料老人ホームを把握すること等を要請する予定である。</p> <p>→ 平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施されている「未届け有料老人ホームの実態に関する調査研究事業」において、都道府県等における未届施設の把握方法を具体的に把握し、効果的な方法の分析を含めた調査研究が行われている。同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定である（平成29年度前半を予定）。</p> <p>→ 平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施されている「未届け有料老人ホームの実態に関する調査研究事業」において、都道府県等における有料老人ホームに該当するか否かの判断が困難な事例等を把握し、判断に当たったの考え方の整理を含めた調査研究が行われている。同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定である（平成29年度前半を予</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>④ 有料老人ホームの疑いのある施設について、要介護者のもとを訪問する介護支援専門員等から得られる情報を活用するなど、都道府県等による有料老人ホームの該当性の判断が行えるような取組方策について検討すること。</p> <p>⑤ 都道府県等に対し、未届の有料老人ホームの届出促進の徹底について要請すること。その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 介護保険担当部局と一層の連携を進めること ii) 未届の有料老人ホームの公表を進めること <p>について併せて要請すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有料老人ホームは、老人福祉法第 29 条第 1 項及び老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）第 20 条の 3 において、i) 老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、ii) 当該老人対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義 ○ 有料老人ホームは、老人福祉法に基づき、都道府県等への設置時の届出が義務付けられており、都道府県等が立入検査等の指導監督を実施 ○ 厚生労働省は、「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」を毎年実施し、全国における未届施設の数などを把握・公表。また、都道府県等に対し、市区町村の地域包括支援センターや生活保護担当部局が把握している未届施設に関する情報について確認の徹底、連携体制の構築等を要請 ○ 厚生労働省は、都道府県等に対し、有料老人ホームの実態把握に関して、指導の考え方（「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成 25 年 5 月 31 日付け老高発 0531 第 4 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知））や有料老人ホームの判断基準についての Q & A（「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」（平成 21 年 5 月 28 日付け老振発 0528001 号厚生労働省老健局振興課長通知））等を提示 	<p>定）。</p> <p>→ 平成28年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助金）で実施されている「未届有料老人ホームの実態に関する調査研究事業」において、有料老人ホームの疑いのある施設について、要介護者のもとを訪問する介護支援専門員等から得られる情報を活用するなど、都道府県等による有料老人ホームの該当性の判断が行えるような取組方策について検討することを含めた調査研究が行われている。同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定である（平成29年度前半を予定）。</p> <p>→ 平成29年1月19日に開催した都道府県、指定都市及び中核市を対象とする全国厚生労働関係部局長会議並びに同年3月10日に開催した都道府県等の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、i) 介護保険担当部局と一層の連携を進めること、ii) 未届の有料老人ホームの公表を進めることを含め、勧告内容を踏まえた未届の有料老人ホームの届出促進の徹底を要請した。</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 厚生労働省の調査によると、未届施設数は平成 21 年の 389 施設が 26 年には 961 施設に増加している一方で、未届施設による届出が行われた割合は 22 年の 40.1%が 27 年には 17.9%と低減傾向</p> <p><調査結果></p> <p>○ 未届施設の把握が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当省調査により都道府県等が把握していなかった未届施設を97施設確認 (16/30都道府県等) ・ 未届施設の実態把握に当たり、地域包括支援センター等の関係機関と連携した能動的な取組を未実施 (15/30都道府県等) <ul style="list-style-type: none"> → 未届施設の中には、管理・運営が不適切となっている例あり (スプリンクラー等の定期点検及び点検結果の報告を未実施 (10/49施設)、避難訓練が不十分 (17/49施設)、入居者1人当たりの床面積が基準の半分以下の約6.5㎡ (6/49施設) など) ・ 一方、関係機関と連携した能動的な取組を実施し、未届施設の把握が進捗した例あり <p>○ 有料老人ホームに該当するか否かの判断基準が不明確</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホームの要件である入居サービスと介護等サービスの一体的な提供 (経営の一体性) に関する具体的な判断基準が不明確 <ul style="list-style-type: none"> → 都道府県等では、有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮 (18/30都道府県等) ・ 一方、有料老人ホームの判断基準を独自に明確にしている例あり <p>○ 有料老人ホームの該当性を判断するための情報の入手が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑いがあるだけでは立入検査ができず、有料老人ホームの該当性を判断できない <ul style="list-style-type: none"> → 介護保険利用者の居宅 (有料老人ホームにおける居室を含む。) にはケアマネジャー等が定期的に訪問する機会あり。これらの情報を該当性の判断に活用する余地あり <ul style="list-style-type: none"> 該当すると判断できれば、未届であっても立入検査が可能 <p>○ 未届施設に対する届出指導が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年以上 (最長で4年2か月) にわたり届出指導を未実施 (9/56施設) <ul style="list-style-type: none"> 中には、虐待をうかがわせる通報を受けた後、3年間指導していなかった例あり (その後、指導の上で届出済み) ・ 一方、介護サービス事業所を併設等している未届施設に対し、介護保険担当部局と連携して指導を行い、届出が行われた例あり 	

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>2 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、施設入居者の保護を図るとともに、事故等の再発防止を促進する観点から、届出施設に対する指導監督をより効率的かつ効果的に実施できるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県等に対し、</p> <p>i) 届出施設から定期報告として自主点検表の提出を求めること</p> <p>ii) 指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載の徹底を図ること</p> <p>iii) 届出施設から都道府県等に対する事故報告の徹底を図るとともに、当該事故報告に係る都道府県等から厚生労働省への一層の情報提供の実施を図ること</p> <p>について要請すること。</p> <p>② 有料老人ホームに対する指導監督について、立入検査や集団指導等の実施に関する留意事項を標準指導指針に明記するよう見直し、都道府県等に周知徹底を図ること。</p>	<p>→・i) について</p> <p>平成28年12月9日付けで、社会保障審議会介護保険部会（厚生労働省設置）において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。その中で、有料老人ホームについては、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当であるとされた。ついては、意見書等を踏まえ、有料老人ホームの指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図るための「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出しており、事業者から都道府県等に対する運営状況等の報告の義務付けなど含む有料老人ホーム制度の見直しに向けた必要な措置を行うこととしている。</p> <p>・ii) 及びiii) について</p> <p>平成29年1月19日に開催した都道府県、指定都市及び中核市を対象とする全国厚生労働関係部局長会議並びに同年3月10日に開催した都道府県等の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、勧告内容を踏まえ、指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載の徹底を図ること及び届出施設から都道府県等に対する事故報告の徹底を図るとともに、当該事故報告に係る都道府県等から厚生労働省への一層の情報提供の実施を図ることを徹底するよう要請した。</p> <p>→ 平成28年12月9日付けで、社会保障審議会介護保険部会（厚生労働省設置）において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。その中で、有料老人ホームについては、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当であるとされた。ついては、意見書等を踏まえ、有料老人ホームの指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図るための「地域包括ケア</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>③ 関係行政機関の協力を得て収集した事故情報等を分析し、事故等の再発防止に資する情報を都道府県等に提供すること。</p> <p>④ 都道府県等による指導監督を補完するものとして、評価における第三者性の担保方策にも留意しつつ、i) サービスの質等に係る評価の仕組み、ii) 評価結果の活用について検討すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等> ○ 都道府県等は、老人福祉法等に基づき、管内の有料老人ホームについて、定期的な立入検査を実施するほか、必要に応じ適宜調査を実施 ○ 都道府県等から指導指針に基づく指導を受けている場合、有料老人ホームの設置者は、重要事項説明書(注)にその旨を記載 (注) 重要事項説明書は、施設の設備、サービス内容、職員体制、利用料金などの重要な情報が詳細に記載されたもの ○ 有料老人ホームの設置者は、入居者に対する処遇により事故が発生した場合、都道府県等に連絡を行うこととされており(「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について)(平成24年3月16日付け老発0316第1号厚生労働省老健局長通知)、厚生労働省は都道府県等に対し、有料老人ホームの設置者から入居者に対する処遇に係る事故報告があった場合、厚生労働省に情報提供を行うよう依頼(「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」(平成24年5月25日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡)) ○ 有料老人ホームの数が年々増加している一方で、一部に管理・運営が不適切なものもあり、入居者の安心・安全を脅かす事案も発生していることから、有料老人ホームに対する効率的かつ効果的な指導監督が一層重要</p>	<p>システムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出しており、今後、有料老人ホーム制度の見直しに向けた必要な措置を行うこととしている。</p> <p>→ 平成28年度老人保健健康増進等事業(厚生労働省補助金)で実施されている「高齢者向け住まいにおける事故予防及び虐待予防の対応方策に関する調査研究事業」において、関係行政機関等の協力を得て収集した事故情報等を分析し、事故等の再発防止に資する情報の整理を含めた調査研究が行われている。同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定である(平成29年度前半を予定)。</p> <p>→ 平成28年度老人保健健康増進等事業(厚生労働省補助金)で実施されている「有料老人ホームにおける情報開示の取組促進に向けた方策に関する調査研究事業」において、都道府県等による指導監督を補完するものとして、評価における第三者性の担保方策にも留意しつつ、i) サービスの質等に係る評価の仕組み、ii) 評価結果の活用についての検討を含めた調査研究が行われている。同調査研究結果については、都道府県等に情報提供する予定である(平成29年度前半を予定)。</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導監督体制がせい弱などの理由から、定期的な立入検査が未実施の年度があるなど計画的に実施できていない（14/30都道府県等）。中には、3年間（平成24年度から26年度まで）未実施の例あり（3都道府県等） ・ 一方、自主点検、集団指導等を活用し、指導監督を行っている例あり（自主点検の実施（2/30都道府県等）、集団指導の実施（12/30都道府県等）） ・ 死亡事故が発生しているにもかかわらず事故報告が行われていない例があるなど、有料老人ホームの設置者から都道府県等への事故報告が不徹底（平成24年度から26年度までで8都道府県等では事故報告が0件。一方、22都道府県等では平均で606件の報告あり） ・ 届出施設の中には、自らが提供するサービスについて、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が実施している第三者評価を受審している例あり（17/79施設） <p>また、都道府県等の中には、有料老人ホームに第三者による評価の受審に努めるよう指導指針に規定している例あり</p> <p>3 有料老人ホームに関する情報の公開の促進 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、施設利用者の利便性の向上及び入居施設の適切な選択に資する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県等に対し、i) 重要事項説明書の一層の公開を進めること、ii) その際、情報開示一覧表と一体的に公開することについて要請すること。</p>	<p>→ 平成29年1月19日に開催した都道府県、指定都市及び中核市を対象とする全国厚生労働関係部局長会議並びに同年3月10日に開催した都道府県等の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、勧告内容を踏まえ、i) 重要事項説明書の一層の公開を進めること、ii) その際、情報開示一覧表と一体的に公開することを徹底するよう要請した。</p> <p>平成28年12月9日付けで、社会保障審議会介護保険部会（厚生労働省設置）において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。その中で、有料老人ホームについては、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報開示一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当であるとされた。ついでには、意見書等を踏まえ、有料老人ホームの指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進等を図るための「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出しており、事業者から都道府県等に対</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="210 344 1088 408">② 重要事項説明書及び情報開示一覧表の公開方法について、インターネットを基本としたものに見直すこと。</p> <p data-bbox="190 416 271 443">(説明)</p> <p data-bbox="176 451 389 478"><制度の概要等></p> <p data-bbox="176 486 1113 651">○ 厚生労働省は、都道府県等に対し、各有料老人ホームから提出を受けた重要事項説明書の配布、情報開示一覧表(注)の作成・公開により情報提供に努めるよう要請(「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」(平成9年12月19日付け老振第143号厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長通知))</p> <p data-bbox="176 659 1113 754">○ 重要事項説明書等の公開方法は管内市町村、福祉事務所等への配布を基本としているが、介護保険サービス情報やサービス付き高齢者向け住宅の登録事項については、インターネットにより情報提供</p> <p data-bbox="203 762 1113 858">→ 入居検討に当たり欲しいけれど入手しにくい情報として、「自治体からの情報」や「重要事項説明書」を挙げた者がそれぞれ全体の約3割(平成21年度厚生労働省委託事業の調査結果)</p> <p data-bbox="241 866 1113 914">(注) 情報開示一覧表は、施設名、入居一時金、月額利用料等の施設の概要を20項目にまとめたもの</p> <p data-bbox="176 959 336 986"><調査結果></p> <p data-bbox="176 994 1113 1058">○ 都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分</p> <ul data-bbox="210 1066 1113 1264" style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書を未公開(17/30都道府県等)、公開していても紙媒体のみ(6/13都道府県等) ・ 情報開示一覧表を未作成又は未公開(15/30都道府県等) <ul data-bbox="230 1169 551 1197" style="list-style-type: none"> → 限定的な内容での公開 ・ 情報開示一覧表をインターネットで公開しているもののうち重要事項説明書と情報開示一覧表の一体的な公開を未実施(6/12都道府県等) 	<p data-bbox="1160 204 2096 300">する有料老人ホーム情報の報告及び都道府県等による同情報の公表の義務付けなどを含む有料老人ホーム制度の見直しに向けた必要な措置を行うこととしている。</p> <p data-bbox="1133 344 2096 408">→ 上記の一連の対応を踏まえた上で、公開方法について、インターネットによることを含め、見直しを行う予定である。</p>